

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくしの疑い～

豊田労働基準監督署（署長 蓑津 智行）は、令和6年9月25日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで岡崎区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社宏由建設 ほか1名

（本店所在地：愛知県春日井市藤山台 事業内容：型枠工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第120条第5号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和6年1月19日、豊田市木瀬町地内にある土木工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者（19歳）が脚立から転落し、右尺骨鉤状突起骨折等により休業約2か月を要する傷害を負う災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告（休業4日以上の場合の様式23号の報告書）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害により、労働者が4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく、豊田労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑いがあるもの。

5. 参考事項

事業者が労災事故を隠すために労働基準監督署長に対し、労働安全衛生法に定める報告を、①故意に提出しないこと、②虚偽の内容を記載して提出することを一般に「労災かくし」と呼んでいる。